

## 平成31年度内閣府本府政策評価実施計画（案）

平成31年 月 日  
内閣総理大臣決定

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、平成31年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。

## 1 計画期間

平成31年度の1年間とする。

## 2 事後評価の対象とする政策

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

- (1) 内閣府本府政策評価基本計画（平成29年3月24日決定。以下「基本計画」という。）の対象とした政策のうち本実施計画の対象とする政策

（法第7条第2項第1号に区分されるもの）

- （ア）政策評価体系に基づき対象とする政策

別紙1

- （イ）規制に係る政策

該当なし。

- （ウ）租税特別措置等に係る政策

該当なし。

- (2) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策で、本実施計画の対象とする政策

（法第7条第2項第2号に区分されるもの）

該当なし。

- (3) その他の政策で、本実施計画の対象とする政策

（法第7条第2項第3号に区分されるもの）

該当なし。

### 3 評価の実施方法等

2に掲げられた政策について、基本計画で定められた実施体制の下で、計画期間終了後速やかに事後評価を行うこととする。その際の実施方法等は以下のとおりとする。

大臣官房政策評価広報課（以下「政策評価広報課」という。）は、提出された評価書について審査を行った上で、政策評価書（案）を作成し、内閣府本府政策評価有識者懇談会等を経て、公表する。

#### (1) 政策評価体系に基づき対象とする政策

個別の政策を所管する課等（以下「政策所管課等」という。）は別紙2に掲げられた政策について、別紙3の様式に基づき政策評価を実施し、評価書の案を作成する。

評価方式は実績評価方式を基本とするが、別紙4に掲げる施策については、総合評価方式とする。

各部局の総務課等（以下「政策評価担当課等」という。）は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課に提出する。

調整部局（予算、法令、組織・定員、税制、その他政策の企画立案に関する府全体の調整を担当する部局をいう。）は、政策評価の結果を予算要求等において活用することとする。

#### (2) 規制に係る政策

政策所管課等は規制に係る政策について政策評価を実施し、評価書の案を作成する。政策評価担当課等は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課に提出する。

政策所管課等においては、政策評価書を規制の改廃を判断する根拠等として活用することとする。

#### (3) 租税特別措置等に係る政策

政策所管課等は租税特別措置等に係る政策について政策評価を実施し、評価書の案を作成する。政策評価担当課等は部局内における政策評価を取りまとめ、政策評価広報課に提出する。

大臣官房企画調整課は、政策評価広報課から政策評価書の提供を受け、それを税制改正要望において活用することとする。

### 4 その他

本計画期間の政策評価の実施に当たっては、2以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

## 内閣府本府政策評価体系(事後評価の対象となる平成31年度実施政策)

政策	施策	部局名	施策の 通し番号
1. 適正な公文書管理の実施	①公文書管理制度の適正かつ円滑な運用	大臣官房公文書管理課	1
	②公文書管理の適正確保のための監察等の実施	公文書監察室	2
2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	①重要施策に関する広報	大臣官房政府広報室	3
	②国際広報の強化		4
	③世論の調査		5
3. 経済財政政策の推進	①政府調達に係る苦情処理	政策統括官(経済財政運営担当)	6
	②対日直接投資の推進		7
	③道州制特区の推進		8
	④民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)	政策統括官(経済社会システム担当)	9
	⑤市民活動の促進		10
	⑥「絆力(きずなりょく)」を活かした復興・被災者支援の推進		11
	⑦民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する制度の運用		12
	⑧内外の経済動向の分析	政策統括官(経済財政分析担当)	13
4. 地方創生の推進	①「環境未来都市」構想・自治体SDGsの推進	地方創生推進室	14
	②都市再生安全確保計画の策定の促進		15
	③地方創生リーダーの人材育成・普及の推進		16
	④地方創生推進に関する知的基盤の普及・促進	地方創生推進事務局	17
	⑤国家戦略特区の推進		18
	⑥中心市街地活性化基本計画の認定		19
	⑦構造改革特区計画の認定		20
	⑧地域再生の推進		21
	⑨総合特区の推進		22
	⑩地方版総合戦略に基づく取組の推進		23
5. 地方分権改革の推進	①地方分権改革に関する施策の推進	地方分権改革推進室	24
6. 地域経済活性化事業等支援政策の推進	①「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等の推進	地域経済活性化支援機構担当室	25
7. 科学技術・イノベーション政策の推進	①原子力の研究、開発及び利用に係る政策の検討・情報発信等	原子力政策担当室	26
	②科学技術イノベーション創造の推進	政策統括官(科学技術・イノベーション担当)	27
8. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	①化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理	遺棄化学兵器処理担当室	28
9. 防災政策の推進	①防災に関する普及・啓発	政策統括官(防災担当)	29
	②国際防災協力の推進		30
	③災害復旧・復興に関する施策の推進		31
	④地震対策等の推進		32
10. 原子力災害対策の充実・強化	⑤防災行政の総合的推進	政策統括官(原子力防災担当)	33
	①原子力防災対策の充実・強化		34
11. 沖縄政策の推進	②原子力被災者生活支援の推進	政策統括官(沖縄政策担当)・沖縄振興局	35
	①沖縄政策に関する施策の推進		36
12. 共生社会実現のための施策の推進	①子ども・若者育成支援の総合的推進	政策統括官(共生社会政策担当)	37
	②青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)		38
	③高齢社会対策の総合的推進		39
	④バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等		40
	⑤障害者施策の総合的推進		41
	⑥交通安全対策の総合的推進		42
	⑦子どもの貧困対策の総合的推進		43
	⑧青年国際交流の推進		44
13. 男女共同参画社会の形成の促進	①男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進	男女共同参画局	45
	②仕事と生活の調和の推進		46
	③東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業		47
14. 食品の安全性の確保	①食品健康影響評価技術研究の推進	食品安全委員会事務局	48
②食品安全の確保に必要な総合的施策の推進	49		
15. 公益法人制度の適正な運営の推進	①公益法人制度の運営と認定・監督等の実施	公益認定等委員会事務局・大臣官房公益法人行政担当室	50
16. 経済社会総合研究の推進	①経済社会活動の総合的研究	経済社会総合研究所	51
	②国民経済計算		52
	③人材育成・能力開発		53
17. 迎賓施設の適切な運営	①迎賓施設の適切な運営	迎賓館	54
18. 宇宙開発利用に関する施策の推進	①宇宙開発利用の推進	宇宙開発戦略推進事務局	55
19. 北方領土問題の解決の促進	①北方領土問題解決促進のための施策の推進	北方対策本部	56
20. 子ども・子育て支援の推進	①子ども・子育て支援の推進	子ども・子育て本部	57
	②子ども・子育て家庭の生活安定化等の推進		58
	③特定教育・保育施設等利用の推進		59
	④地域における子ども・子育て支援対策の推進		60
21. 有人国境離島政策の推進	①有人国境離島政策の推進	総合海洋政策推進事務局	61
22. 国際平和協力業務等の推進	①国際平和協力業務等の推進	国際平和協力本部事務局	62
23. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	①科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	日本学術会議事務局	63
24. 官民人材交流センターの適切な運営	①民間人材登用等の推進	官民人材交流センター	64

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(別紙2)

(内閣府31-1(政策1-施策①))

施策名	公文書管理制度の適正かつ円滑な運用		担当部局名	大臣官房公文書管理課
施策の概要	行政機関において公文書等の管理に関する法律に基づく適正文書管理がなされるとともに、歴史資料として重要な公文書等の確実な移管や適切な保存及び利用等がなされるよう、公文書管理制度の適正かつ円滑な運用を図る。		政策体系上の位置付け	適正文書管理の実施
施策の目標 (最終アウトカム)	公文書管理制度の推進により、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする。		事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)(全般)	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定) (抄) 第2章5.(4)③文化芸術立国の実現 国立公文書館について、新たな施設の建設に向けて取り組み、その機能を充実させる。	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度		目標年度		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		27年度	28年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 当該年度末時点で行政機関において管理する全行政文書ファイル等のうち、保存期間が満了したときの措置(レコードスケジュール)を設定した行政文書ファイル等数の割合(%)	93.8%	27年度		93.8%	27年度	91.9%	93.8%	94.6%	95.0%	-	公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」という。)第5条第5項においては、行政機関が作成又は取得した行政文書等ファイルについて、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めること(=レコードスケジュールの設定)が規定されている。 これは、公文書管理法制定時に、同法が掲げる「行政が適正かつ効率的に運用されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」との目的に資する重要なポイントとして新たに導入されたものであり、歴史資料として重要な行政文書ファイル等が確実に国立公文書館等に移管されるようにするため、当該行政文書ファイル等の内容を最もよく熟知するその作成者等が移管又は廃棄の判断に関与できるようにすることを目的としている。 したがって、行政文書ファイル等におけるレコードスケジュールの設定割合は、公文書管理制度の浸透及び運用状況を確認する上で有効な指標であるほか、これを安定的に高水準で維持することは、歴史公文書等の国立公文書館等への確実な移管を推進するものと考えられる。このことから、当該指標を設定した。 ※目標値については、次期内閣府本府政策評価基本計画策定時に、実績を踏まえ、再度検討する

4

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 31年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 公文書管理推進経費 (平成24年度)		5	2	2	11	政府の公文書管理制度を所管する立場から、各行政機関におけるレコードスケジュールの早期設定を促すとともに、設定状況を確認するため、以下の業務を実施。 ・手順に基づき各行政機関から報告を受けたレコードスケジュール設定状況について専門家の知見を活用しながら内容を確認。 ・各行政機関における行政文書の管理状況の報告の取りまとめ、概要の公表。 上記の業務や状況報告を通じ、各行政機関における公文書管理の質の向上を図り、行政文書等の適正な管理及び公文書管理制度の円滑な運営と効果的・効率的な実施を推進する。
		2	1	-		
2 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討経費(平成20年度)		100	156	19	16	※行政事業レビューとの連携上記載する。 憲法を始めとする歴史公文書の保存・利用を担う国立公文書館の機能・施設の在り方について、国民や利用者の視点、総合性、効率性等の観点から幅広い調査検討を行う。これにより、民主主義の根幹を支える基本インフラである歴史公文書等を適切に管理・保存し、利活用していくための環境整備が着実に進展し、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たしていくことに資する。
		85	103	-		
計		105	158	21	27	
		87	104			

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-2(政策1-施策②))

施策名	公文書管理の適正確保のための監察等の実施		担当部局名	公文書監察室
施策の概要	各府省の行政文書の管理の在り方について、実態を調査することにより、不適正な取り扱いのチェックに加え、課題や好事例を抽出し、文書管理事務・制度全体の改善につなげる。		政策体系上の位置付け	適正な公文書管理の実施
施策の目標 (最終アウトカム)	文書管理のPDCAサイクルの確立及び政府全体で共通一貫した文書管理への考え方の転換		事後評価実施予定時期	平成32年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)、「公文書管理の適正の確保のための取組について」(平成30年7月20日行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定性的指標	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標水準・目標年度の設定の根拠
	① 各府省への監察の実施	各府省への監察の的確な実施	31年度	

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 実地調査を実施した箇所数	-	-	-	-	-	本施策は、各府省の行政文書の管理の在り方について、実態を調査することにより、不適正な取り扱いのチェックに加え、課題や好事例を抽出し、文書管理事務・制度全体の改善につなげることを内容とするため、各府省の文書管理の現場に向いて調査を行った箇所数の実績値は、本施策の目標の達成の程度を図るうえで、参考となると考えるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	31年度	
1	-	-	-	-	-	-
計		-	-	-	-	

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-3(政策2-施策①))

施策名	重要施策に関する広報	担当部局名	大臣官房政府広報室
施策の概要	政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する。	政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
施策の目標 (最終アウトカム)	政府の重要施策に関し、その背景、内容等について広報を実施し、国民の理解と協力を促進する。	事後評価実施予定時期	平成32年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	実施した広報に対する国民の理解度等を把握することにより、政府広報におけるPDCAサイクルを機能させ更なる改善を図り、重要施策に関する国民の理解と協力を得ることを目指す。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
			基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	重要施策に関する広報理解度(テレビ)	集計中	30年度	基準値以上	31年度	81.0	77.6	88.5	88.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。</li> <li>・放送媒体の主要メディアであるテレビについて、株式会社ニelsen社のテレビCMに関する調査「テレビCMカルテ」における「内容理解度」(CM認知者ベース)を指標とする。目標値は「テレビCMカルテ」のデータにおける、全社平均(平成30年度末時点)を超える目標を設定する。</li> </ul>
②	重要施策に関する広報理解度(新聞・記事下)	集計中	30年度	基準値以上	31年度	76.1	87.4	87.9	89.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民からみて、広報内容をわかりやすく理解できるような広報物が作成されていたか等を知るため、広報内容を理解した度合いを測定指標とする。</li> <li>・出版媒体の主要メディアである新聞(記事下広告)について、株式会社ニelsen社の新聞広告に関する調査「J-MONITOR」における「広告理解度」(広告接触者ベース)を指標とする。目標値は「J-MONITOR」のデータにおける、民間の会社も含めた全社平均(平成30年度末時点)を超える目標を設定する。</li> </ul>
③	ウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数	集計中	30年度	対前年度実績以上	31年度	29,181,969	34,070,163	35,047,361	40,572,261	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット媒体における効果を測定するため、政府広報の基幹媒体(政府広報における広報物からの誘導先及び広報物の最終格納場所)であるポータルサイト「政府広報オンライン」での、当該年度の総ページビュー数を測定指標とする。</li> </ul>

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 放送諸費 (昭和24年度)		452	517	495	334	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省庁との連携を図りつつ、政府の共同利用媒体としてテレビCMスポット、BSテレビ番組、ラジオ定時番組を確保したうえで、広報を効率的・機動的・重点的に実施。</li> <li>・接触率が高く、幅広い層への即効的な認知獲得が可能なテレビや、習慣的な視聴による深い接触が可能なラジオを活用し、効果的・効率的な広報を実施することにより、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。</li> </ul>
		531	665			
2 出版諸費 (昭和24年度)		2,180	757	759	759	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省庁との連携を図りつつ、政府の共同利用媒体として新聞等を確保したうえで、広報を効率的・機動的・重点的に実施。</li> <li>・国民各層が幅広く接触し情報信頼度の高い新聞を活用し、効果的・効率的な広報を実施することにより、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。</li> </ul>
		2,206	729			
3 事業諸費 (昭和24年度)		1,791	3,079	3,204	3,349	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省庁との連携を図りつつ、政府の共同利用媒体としてインターネット媒体を確保した上で効率的・機動的・重点的に実施。</li> <li>・新聞記事下広告や雑誌、インターネットなど各種メディアを効果的・効率的に活用した広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。</li> </ul>
		1,738	2,989			
4 政府広報ホームページ 事業諸費(平成14年度)		114	185	128	145	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府のオフィシャルサイトとして、政府の重要施策に関する情報を分かりやすく提供するため、「政府広報オンライン」及び「政府インターネットテレビ」等の運営及びそのためのシステムの運用管理を実施。</li> <li>・当該サイトを効果的・効率的に運営・運用していくことで、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。</li> </ul>
		113	155			
5 戦略的広報経費(国内) (平成28年度補正)		2,206				<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。</li> <li>・各種メディアを活用した効果的・効率的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。</li> </ul>
		2,186				
6 戦略的広報経費(国内) (平成29年度補正)			1,363			<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。</li> <li>・各種メディアを活用した効果的・効率的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。</li> </ul>
			1,247			
7 戦略的広報経費(国内) (平成30年度補正(案))				3,368		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省庁との連携を図りつつ、政府の広報共同利用媒体としてテレビやラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の媒体を確保したうえで、重要施策に関する広報を効率的に実施。</li> <li>・各種メディアを活用した効果的・効率的な広報の実施により、政府の重要施策に対する国民の理解と協力の促進に寄与する。</li> </ul>
計		6,743	5,901	7,954	4,587	
		6,774	5,785			

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-4(政策2-施策②))

施策名	国際広報の強化		担当部局名	大臣官房政府広報室
施策の概要	我が国のグローバルな活動を推進するため、親日感の醸成等を図るとともに、最近の我が国の領土・主権を取り巻く情勢等を踏まえ、事実関係に関する正しい認識を広め、我が国の基本的立場や政策に関する理解の浸透を図る。		政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
施策の目標 (最終アウトカム)	米国をはじめとする主要国における政財官学のオピニオンリーダー等の間において、我が国への好感度を上げるとともに、事実関係に関する正しい認識を広め、我が国の基本的立場や政策に関する理解度を上げる。		事後評価実施予定時期	平成33年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	対象地域や対象層毎に定量・定性指標を活用し、親日度・知日度の変化を検証。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠			
			基準年度	目標値	目標年度	26年度	27年度		28年度	29年度	30年度
①	我が国に対する理解度	37.6%	26年度	45.0%	32年度	37.6%	35.8%	61.0%	60.5%	・国際広報が日本に対する理解度の向上に貢献したかを把握するため、インフルエンサーである米国知識層(注:20~60代の大学卒業以上、世帯年収10万米ドル以上。ただし、行政・広告業・調査業関係者は除く。)の、我が国に対する理解度を測定指標とする ・目標値については、平成27年度と同様にCM出稿などの取り組みを継続し、東京オリンピックのある2020年(平成32年)までに理解度45%を達成するとした	
②	我が国に対する好感度	52.0%	26年度	60.0%	32年度	52.0%	45.8%	78.0%	77.1%	・国際広報が日本に対する好感度の向上に貢献したかを把握するため、インフルエンサーである米国知識層の、我が国に対する好感度を測定指標とする ・目標値については、上記と同じく、CM出稿などの取り組みを継続し、平成32年までに好感度60%を達成するとした	

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	31年度	
1 重要事項に関する戦略的国際広報諸費		3,598	3,598	3,598	3,602	昨年度に引き続き、国際情勢に応じた多様な広報ツールを通じた国際社会に対する日本の発信力を強化し、戦略的な国際広報を行うことで、我が国の基本的立場や政策について正しい認識の促進及び理解の浸透を図る。
		3,542	3,510			
2 戦略的広報経費(国際) (平成30年度補正)				1,952		平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東地震等の自然災害の被災地の復旧・復興の状況等を広く周知し、被災地の観光や経済等についてのイメージの向上を図ることにより、地域経済の再生を促進する。また、欧米の意思決定層に対し消費税増税による日本経済・景気への悪影響が極力生じないように配慮することを示し、アベノミクスをはじめとした我が国の政策及び実績を効果的に広報することにより、日本経済のイメージの向上を図る。
			755			
3 戦略的広報経費(国際) (平成29年度補正)			755			緊迫する北朝鮮情勢を踏まえ、我が国が国際社会と協調して諸問題に取り組む国であることを強力に発信することで、我が国への理解度・好感度を向上させ、国際社会の信頼を高めることをもって我が国の安全保障に資する国際広報を行う。
			755			
4 戦略的広報経費(国際) (平成28年度補正)		960				英国のEU離脱や新興国経済の低迷等、世界情勢が不透明化する中、日本経済に対する信認を高め、経済成長を促進するため、我が国の経済政策や対日投資促進策等に関する新聞・ウェブ広告、動画の制作・拡散等を行う。
		929				
計		4,558	4,353	5,550	3,602	
		4,471	4,265			

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-5(政策2-施策③))

施策名	世論の調査		担当部局名	大臣官房政府広報室
施策の概要	世論調査等の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表するとともに、政府の重要政策等に対する一般国民からの幅広い意見・要望などを聴取し、政府施策の企画立案等に資する。		政策体系上の位置付け	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
施策の目標 (最終アウトカム)	・「骨太の方針」等の政府の重要決定に盛り込まれた政策課題に係るテーマを選定するなどして、世論調査の結果が有効に活用されるものとなるよう、各府省との連携を強化する。 ・国民の意見・要望等を的確に把握し、関係府省に提供する。		事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	公正な世論を把握することにより、政府は施策の立案、実施に役立てて、行政の民主化及び能率化と行政費の軽減等をはかることができる。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 各府省の審議会・白書などでの世論調査結果引用回数に対する調査件数比	集計中	30年度	100%以上	31年度	217%	137%	141%	133%		世論調査では、政府の重要施策の企画・立案に資する「施策調査」及び国民の意識全般を把握し施策全般の参考とする「動向調査」を実施している。従って、法律改正や基本計画の策定につながる、審議会などでの活用及び施策の現状分析などを行う白書等での結果引用回数を指標とすることが適切である。なお、中・長期的観点での活用を想定すべき調査もあるため、目標値は当該年度調査件数以上と設定した。
2 世論調査ホームページPV数	集計中	30年度	対前年度以上	31年度	-	-	-	-		政府機関、民間研究機関、国民などの関心および利用状況を測る指標として設定。30年度から新たに指標にしたため、30年度の値を基準値とし、次年度以降は前年度値を上回ることを目標とする。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 調査結果の公表報道記事(新聞主要6紙の紙面及びネット)件数	-	-	-	-	-	世論調査が国民に周知されているかを測る指標として、30年度から設定。全ての報道をカバーするのは難しく、主要6紙に絞った限定的なものであるため参考指標とする。

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	31年度	
1 世論調査等諸費 (昭和22年度)		160	160	160	160	世論調査のテーマは各府省庁の要望等に基づき、政府の主要施策との関連、施策への具体的な利活用、当該年度に実施する必要性等の観点から検討し、選定している。調査票等は、希望があった府省庁と協議して作成している。調査結果は、記者レクを行うとともにホームページに掲載している。 調査は、一般競争入札で選定された民間事業者に委託して実施しており、原則として全国18歳以上の者(平成27年度までは原則として20歳以上)から対象者を無作為に抽出し、調査員が個別に訪問し意見を聴取する手法で実施している。
		139	161			
計		160	160	160	160	
		139	161			

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-6(政策3-施策①))

施策名	政府調達に係る苦情処理	担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)
施策の概要	政府調達苦情処理体制は、WTOの「政府調達協定」に基づいて閣議決定により整備され、内外無差別の原則の下、政府調達手続の透明性、公正性及び競争性の一層の向上を図ることを目的としている。具体的には、苦情の申立てに応じて政府調達苦情検討委員会を開催し、政府調達協定等に基づいて苦情の検討を行っている。	政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	政府調達苦情申立てに対して適切に対応する。	事後評価実施予定時期	目標未達成時 (目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	「政府調達苦情処理推進会議の設置について」(平成7年12月1日閣議決定)において、我が国の政府調達手続を一層透明性、公正性及び競争性の高いものとするため、国の政府機関及び政府関係機関の調達に関する苦情の処理を推進することが定められている。	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	苦情申立てが行われた案件のうち委員会の提案を関係者が受け入れた件数の割合	—	—	100%	—	100% (申立て2件)	— (申立て0件)	— (申立て0件)	— (申立て0件)	100% (申立て1件) (見込み)	政府調達苦情検討委員会に申し立てられた政府調達に関する苦情については、同委員会の公平・中立な立場からの検討結果である提案を苦情申立人、調達機関、利害関係者が受け入れることが望ましい。このことから当該指標を設定した。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 苦情処理件数	2件	0件	0件	0件	1件(見込み)	政府調達に係る苦情処理についての状況を表すのに有効であるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 31年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 政府調達苦情処理の推進に必要な経費 (平成8年度)		3	3	3	3	・政府調達苦情処理推進会議(議長:内閣府事務次官、構成員:関係省庁事務次官等)において苦情処理手続の制定等を行う。 ・国の政府機関及び政府関係機関の調達について、具体的な苦情申立てがなされた場合には、政府調達に関する学識経験者によって構成される「政府調達苦情検討委員会」を開催し、公平かつ独立した立場から苦情の検討を行う。
		0.1	0.1			
計		3	3	3	3	
		0.1	0.1			

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-8(政策3-施策③))

施策名	道州制特区の推進		担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)
施策の概要	道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組みであり、特定広域団体が作成する道州制特別区域計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査等を行っている。		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	関係行政機関と連携し、道州制特別区域計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査を行うことにより、広域行政の効果的かつ効率的な推進を図る。		事後評価実施予定時期	測定指標1について、100%でなくなった年の翌年度の8月(目標未達時評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第4条 道州制特別区域基本方針	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		-

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 移譲した事務・事業のうち特定広域団体が成果が出ていると評価している事務・事業の割合	100%	30年度	100%	32年度	100%	100%	100%	100%	100%	・達成すべき目標を実現するためには、移譲した事務・事業を特定広域団体が実施することにより、住民の利便性向上等の成果が出ていることが望ましいことから、効果を測定する指標として「移譲した事務・事業のうち特定広域団体が成果が出ていると評価している事務・事業の割合」を設定する。 ・移譲した事務・事業すべてにおいて、継続して成果が出ていると評価されることが望ましいことから、目標値については、道州制特別区域計画の計画期間の終了年度である32年度において、100%であることとする。

施策に関する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	31年度	
1 道州制特区の推進に必要な経費 (平成18年度)		1 0.2	1 0.4	0.9	0.7	国から特定広域団体に移譲した事務・事業のフォローアップ調査等を行い、同調査を踏まえ特定広域団体に対する助言等を行う。
計		1 0.2	1 0.4	0.9	0.7	

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-9(政策3-施策④))

施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)		担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)
施策の概要	<p>公的負担の抑制を図りつつ、民間投資やビジネス機会の拡大を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の整備等に当たりPPP※1/PFI※2の活用を優先的に検討する仕組みの構築</li> <li>・地域の産官学金が集まり具体的な案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成の推進など、多様なPPP/PFIの活用を積極的に推進する。</li> </ul> <p>※1 PPP(Public Private Partnership)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものをいう。PFIはその一類型。</p> <p>※2 PFI(Private Finance Initiative)とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。</p>		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標(最終アウトカム)	多様なPPP/PFIの活用の一層の推進。		事後評価実施予定時期	平成35年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の考え方・根拠	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、「民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「未来投資戦略2018」及び「PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。」とされているため。	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値	基準年度		目標値	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
			基準年度	目標年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
定量的指標	① PPP/PFI事業規模(契約期間中の総収入)21兆円を目指す 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野10.11.12】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	1.3兆円	25年度	34年度	21兆円 (25~34年度の合計)	2.4兆円 (H25-H26)	9.1兆円 (H25-H27)	11.5兆円 (H25-H28)	集計中	集計中	PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年改定版)(平成30年6月15日PFI推進会議決定)において、平成25年度から平成34年度までの10年間で21兆円のPPP/PFI事業の事業規模の達成を目指すこととしている。 新経済・財政再生計画改革工程表2018改定版(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)においてPPP/PFI推進アクションプランを踏まえたPPP/PFI事業規模について、21兆円(平成25年度から平成34年度までの10年間に契約締結した事業の総収入)という政策目標が設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。
	2 優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した地方公共団体数 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野10.11】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	-	29年度	31年度	47団体	-	-	-	19団体	-	PPP/PFIの積極的な活用を推進するため、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(平成27年12月15日PFI推進会議決定)に基づき、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、公共施設等の整備等に当たりPPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築、的確な運用を行うこととしている。 新経済・財政再生計画改革工程表2018改定版において、優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した国及び地方公共団体等の数について、平成31年度までに47団体というKPIが設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。
	3 地域プラットフォームの形成数 【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野10.12】	10件	27年度	30年度	47件	-	17件	31件	52件	-	経済・財政再生計画改革工程表2017改定版において、地域プラットフォームの形成数について、平成30年度までに47というKPIが設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定していたが、平成29年度末にて達成。

3	地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数【新経済・財政再生計画関連:社会資本整備等分野10.12】 【新経済・財政再生計画改革工程表のKPI】	-	30年度	200団体	32年度	-	-	-	-	-	地域経済に根ざしたPPP/PFIの推進を図るため、地域の産官学金が集まり具体的な案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成を推進し、これらを通じたPPP/PFI事業の形成を促進することとしている。 新経済・財政再生計画改革工程表2018において、地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数について、平成30年度から平成32年度までに200というKPIが設定されているため、測定指標及び目標値として選定・設定する。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 PFI事業件数	516	549	604	666	集計中	内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI事業の数である。PPP/PFIの推進に関する施策の達成状況を測定する際の参考とするため。
2 PFI事業費	4.8兆円	5.2兆円	5.4兆円	5.8兆円	集計中	内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI事業の公共負担額(当初契約金額)を合計した額である。PPP/PFIの推進に関する施策の達成状況を測定する際の参考とするため。

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	31年度	
1 民間資金等活用事業調査等に必要な経費 (平成13年度)		352	1,373	320	170	<ul style="list-style-type: none"> <li>PPP/PFI手法の活用を推進するため、地方公共団体等を対象に、以下の支援等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>優先的検討運営支援 PPP/PFI手法による事業実施のため、地方公共団体におけるPPP/PFIを優先的に検討する仕組みについて規程の策定、運営の初期段階を支援。</li> <li>高度専門家による課題検討支援 コンセッション事業を推進するため、事業検討にあたり法律・会計・税務・金融などの高度な専門的知見を必要とする事業を重点的に支援。</li> <li>地域プラットフォーム形成支援 地方公共団体等の経験不足やノウハウの欠如、地域企業や関係者の理解不足などの課題の解消を通じ、地域においてPPP/PFIを推進していくため、地域プラットフォームの形成を支援。</li> <li>新規案件形成支援 PPP/PFI事業について事業構想段階から具体的な事業化検討に円滑かつ速やかに移行できるよう地方公共団体を支援。</li> <li>民間提案活用支援 PFI法に基づく民間提案の制度を活用する地方公共団体に対して、民間事業者のアイデアや能力を事業に導入していく取組について支援。</li> <li>PPP/PFI専門家派遣 PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験をもつ専門家を派遣</li> <li>ワンストップ窓口 PPP/PFI事業の実務に関する質問、問合せにワンストップで対応する窓口を設置。</li> <li>各種調査等 PPP/PFI事業の推進に資する、政策課題への対応のための調査・分析を実施。</li> </ul> </li> </ul>
計		352	1,373	320	170	
		161	1,297			

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-10(政策3-施策⑤))

施策名	市民活動の促進		担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)
施策の概要	1. 多様な主体による市民活動の促進を図るため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用、情報発信、特定非営利活動法人に関する調査等を行う。 2. 復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証等を実施する。 3. 個人の共助社会づくり参加に関する意欲や背景等を調査・分析することで、個人の「共助・支え合い」の活動参加につながる要素を分野横断的に検討し、共助社会づくりを推進する。		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	1. 多様な主体の参画と、市民活動の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。 2. NPO等が主体となった復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進する。 3. 「共助・支え合い」の活動に参加する個人、個人の意欲に関して実態を調査し、個人が共助社会づくりに参画しやすい環境を整備する。		事後評価実施予定時期	平成32年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	1. 特定非営利活動促進法を所管しており、その円滑な運用が重要であるため。 2. 被災地において、復興に向けた取組や被災者支援の担い手として大きな役割をNPO等が果たしているが、これらの多くは財政基盤が脆弱であるなどの課題を有しているため。 3. 「共助」の役割は様々な場面で増大しているが、個人の共助参加への意欲を効果的に活動に結び付けることが難しいため。	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2018(抄)(平成30年6月15日閣議決定)第2章 7. (4)暮らしの安全・安心 ③共助社会・共生社会づくり 社会的諸課題の解決に寄与する公益活動に、民間の人材や資金を呼び込む。民間の公益活動を促進するため、その成果を適切に評価する手法を普及しながら、寄附文化の醸成や行政・企業・NPOによる協働(コレクティブインパクト)、クラウドファンディングや官民連携による社会的ファイナンスの活用を促進するとともに、2019年度中の休眠預金等に係る資金の活用制度の運用開始を目指し取組を進める。	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
						① 認定(特例認定を含む)特定非営利活動法人の認定数	398法人	25年度	対前年度比増	31年度	
2 内閣府NPOホームページのアクセス数	1,510,532	26年度	対前年度比増	31年度	1,510,532	1,415,853	1,781,683	2,048,478		特定非営利活動促進法第72条に基づく情報提供業務として、平成26年度のホームページアクセス数の上位50ページの合計を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とした。	

	測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標水準・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
定性的指標	3 復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等による支援の効果的・効率的な推進の調査状況	復興・被災者支援事業の制度創設	28年度	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	31年度	-	-	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	復興・被災者支援事業に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証の実施及びその結果の普及	-	復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証を行い、その結果を普及させることを設定。
	4 個人の共助社会づくり参加に関する意欲・背景等の調査・分析の状況	-	-	個人の共助社会づくり参加等について調査・分析の実施及びその結果の普及	31年度	-	-	-	-	-	個人の共助社会づくり参加等について調査・分析を実施し、その結果を普及させることを設定。

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	31年度	
1 市民活動の促進に必要な経費 (10年度)		175	92	70	85	<p>1. 2. 市民活動の主要な担い手である特定非営利活動法人の活動の一層の促進のため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用等を行う。また、特定非営利活動促進法に基づき、法人情報等を迅速に提供するため、「内閣府NPOポータルサイト」において、所轄庁の協力の下で、全国の特定非営利活動法人の基本情報や定款・事業報告書等を一元的に集約する仕組み等を引き続き整備する。 【1、認定(特例認定を含む)特定非営利活動法人の認定数(基準値:398法人) 2、内閣府NPOホームページのアクセス数:1,510,532】</p> <p>3. 復興・被災者支援に取り組んでいるNPO等の課題解決に向けた取組方策等について分析・検証を行い、その結果を普及させる。これにより、NPO等が主体となった復興に向けた取組や被災者支援の効果的・効率的な推進に寄与する。</p> <p>4. 個人の共助社会づくり参加等について調査・分析を実施し、その結果を普及させる。これにより、個人が共助社会づくりに参画しやすい環境を整備する。</p>
計		175	92	70	85	
		93	62			

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-11(政策3-施策⑥))

施策名	「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援の推進		担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)
施策の概要	被災地等において復興・被災者支援を図っていくため、「絆力(きずなりよく)」(※1)を活かした復興・被災者支援を行う取組(※2)や、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組(※3)に対して支援を実施。 ※1 絆力:NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等と結びつける力 ※2 絆力を活かした復興・被災者支援:具体的には「電車やバス等の公共交通の使用が困難な被災者の移動を支援」「仮設住宅団地から形成された新たな復興住宅団地における地域コミュニティの形成を推進」「避難した方々の帰還に向けた家の片付けや敷地の整備を支援」「復興支援に取り組んでいるNPO等が抱える総務・経理事務の課題解決に向けた相談に対応」といった支援を行うNPO等の取組を支援 ※3 復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組:復興・被災者支援を行うNPO等が支援者(民間企業、学識経験者、専門家等)や他団体等と結びつためのマッチング・交流等(各県が実施)		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	NPO等による行政では手の行き届きにくいきめ細かな復興・被災者支援を継続して実施。		事後評価実施予定時期	平成32年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	「NPO等の『絆力(きずなりよく)』を活かした復興・被災者支援事業」の施策内容を踏まえて目標を設定。	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2018(抄)(平成30年6月15日閣議決定)第2章 7. (4)暮らしの安全・安心 ③共助社会・共生社会づくり 社会的諸課題の解決に寄与する公益活動に、民間の人材や資金を呼び込む。民間の公益活動を促進するため、その成果を適切に評価する手法を普及しながら、寄附文化の醸成や行政・企業・NPOによる協働(コレクティブインパクト)、クラウドファンディングや官民連携による社会的ファイナンスの活用を促進するとともに、2019年度中の休眠預金等に係る資金の活用制度の運用開始を目指し取組を進める。	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値	目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
定量的指標	1 NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援を実施または実施に関わった団体数	集計中	30年度	80団体	31年度	-	-	102団体	130団体		・当該事業において、絆力を活かして復興・被災者支援を行うNPO等の広がり測定することができるため、当該項目を測定指標として設定。 ・被災3県(岩手県、宮城県、福島県)からの事前の聞き取りを参考に目標値を設定。
	② NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業の受益者(被災者)へのアンケートにおいて、本施策で支援した取組について有益であった旨の評価をした受益者の割合	集計中	30年度	70%	31年度	-	-	80.3%	83.7%		・当該事業において支援したNPO等による復興・被災者支援の取組の効果を、受益者の観点から評価することができるため、当該項目を測定指標として設定。 ・被災3県からの事前の聞き取りを参考に目標値を設定。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 NPO等の「絆力(きずな りょく)」を活かした復興・ 被災者支援事業により 実施したNPO法人等が 主体となった復興・被災 者支援の取組件数	-	-	56	62		・当該事業において、絆力を活かして復興・被災者支援を行うNPO等の活動状況を把握することができるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政 事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	31年度	
1 NPO等の「絆力(きずな りょく)」を活かした復興・ 被災者支援事業 (平成30年度)		203 185	203 186	203	191	・NPO等が行う絆力を活かした復興・被災者支援を行う取組を対象に、被災3県での第3者委員会での審査を踏まえて県が採択した取組に対して支援を実施。当該事業によって、現場において必要かつ優先度の高い取組が順次実施されることにより、被災3県等における復興・被災者支援の推進に寄与。 ・被災3県は、復興・被災者支援を行うNPO等が活動の支援者や他団体と結びつためのマッチング・交流等を実施。当該事業により、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力の強化を進め、被災3県等における復興・被災者支援の推進に寄与。
計		203 185	203 186	203	191	

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-13(政策3-施策⑧))

施策名	内外の経済動向の分析		担当部局名	政策統括官(経済財政分析担当)
施策の概要	内外の経済動向について幅広い情報収集体制の確立や調査を行い、マクロ経済の現状や経済財政政策の状況を迅速に把握する。その結果を、主に以下の成果物に取りまとめ、公表する。 ・「月例経済報告」…毎月1回、内外の経済動向に関する客観的な分析・検討を行い、政府としての景気判断を提示。 ・「年次経済財政報告」(通称「経済財政白書」)…毎年1回、我が国経済・財政の現状を総合的かつ詳細に分析した結果を取りまとめ、公表。 ・「日本経済」…毎年1回、「年次経済財政報告」公表後の我が国経済の分析結果を取りまとめ、公表。 ・「景気ウォッチャー調査」…毎月1回、全国12地域の景気ウォッチャー2,050人からの景気判断に関する回答を取りまとめ、公表。 ・「地域経済動向」…四半期に1回、全国12地域の経済動向について取りまとめ、公表。 ・「地域の経済」…毎年1回、地域経済を総合的に分析し、特定のテーマについてより深い調査・分析を行い、公表。 ・「世界経済の潮流」…毎年2回、海外経済動向や国際金融情勢について、マクロ経済指標を中心に調査・分析し、公表。		政策体系上の位置付け	経済財政政策の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	毎月、「月例経済報告」を滞りなく作成し、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議」等に報告することにより、政府内での景気認識の共有を図る。 また、「年次経済財政報告」、「日本経済」、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」、「地域の経済」、「世界経済の潮流」を作成し公表する。 以上の成果物を、ホームページ上に掲載し、広く国内外への情報発信を行うなど、各方面からのニーズに対応した質の高い調査分析結果の提供に努める。		事後評価実施予定時期	平成33年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	月次で景気動向を把握していく(「月例経済報告」、「景気ウォッチャー調査」とともに、経済の構造面にまで踏み込んだ総合的な分析等を実施(「年次経済財政報告」、「日本経済」、「地域経済動向」、「地域の経済」、「世界経済の潮流」)し、国民各層への情報提供を行う。 (参考)月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	月例経済報告等に関する関係閣僚会議の開催について(平成5年8月13日閣議口頭了解)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 報道の状況	毎月、主要全国紙5紙に記事が掲載された	平成30年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	平成31年度	毎月、主要全国紙5紙に記事が掲載された	毎月、主要全国紙5紙に記事が掲載された	毎月、主要全国紙5紙に記事が掲載された	毎月、主要全国紙5紙に記事が掲載された	(集計中)	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
	月平均5紙	平成30年度	毎月、主要全国紙5紙への関連記事掲載	平成31年度	月平均5紙	月平均5紙	月平均5紙	月平均5紙	(集計中)	地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
	半年平均3紙	平成30年度	半年平均で主要全国紙3紙への関連記事掲載	平成31年度	半年平均3紙	半年平均3紙	半年平均3紙	半年平均3.5紙	(集計中)	我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。
2 ホームページのアクセス件数	259,086	平成30年度	対前年度並以上	平成31年度	312,464	280,976	259,086	220,544	(集計中)	我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 月例経済報告の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	192,392	178,369	159,259	134,778		我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
2 年次経済財政報告の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	30,031	24,470	26,397	23,446		我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
3 日本経済の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	2,296	2,436	2,652	2,765		我が国のマクロ経済の現状や経済財政政策の状況が国民に周知されているかを測る指標として設定。
4 景気ウォッチャー調査の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	63,502	56,378	49,878	40,895		地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
5 地域経済動向の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	11,999	10,322	9,361	9,021		地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
6 地域の経済の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	1,201	-	5,506	3,408		地域経済の動向や課題が国民に周知されているかを測る指標として設定。
7 世界経済の潮流の内閣府ホームページにおけるアクセス件数	11,043	9,001	6,033	6,231		我が国の経済に影響を与える海外経済の動向等が、国民に周知されているかを測る指標として設定。

施策に関する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 31年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 国内の経済動向調査等に 必要な経費 (平成12年度)		76	72	70	63	質の高い調査分析を行うために、業界関係者や学識経験者からのヒアリング、広範囲かつ詳細な金融経済統計データの活用、独自のアンケート調査等を行う。
		57	56			
2 国内の経済動向に係る 産業及び地域経済の調 査等に必要な経費 (平成12年度)		147	159	154	149	「景気ウォッチャー調査」の作成に係る委託費や、地域経済動向専門家会議等の開催や地域経済に関するデータ、情報収集等を行う。
		134	148			
3 海外の経済動向調査等 に必要な経費 (平成12年度)		43	41	41	40	海外経済指標データベースや情報ソースを活用することで、我が国の経済財政運営に係る政策立案に資する質の高い調査分析を行う。
		42	35			
計		266	272	265	252	
		233	239			

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-14(政策4-施策①))

施策名	「環境未来都市」構想・自治体SDGsの推進		担当部局名	地方創生推進室
施策の概要	環境未来都市・環境モデル都市の取組支援と普及促進活動により「環境未来都市」構想を推進するとともに、地方公共団体におけるSDGs達成に向けて、先進的な取組、他の模範となる取組を支援して先導的なモデル事例を創出する。また、先進事例の取組手法や効果の分析や普及展開活動及び国外への情報発信を通じて、SDGsを地方公共団体の業務に広く浸透させ、地方創生の深化を図る。さらに、地域の社会的課題の解決に向けた民間企業の参画、SDGsを活用したビジネス連携の促進を図る。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	「環境未来都市」構想の国内外の普及展開を行うとともに、選定された「SDGs未来都市」の先導的な取組をモデル事業として選定し強気に支援することで、成功事例を創出する。また、その成功事例を普及展開することで、地方自治体におけるSDGs達成に向けた取組の普及を促進して地方創生の更なる深化につなげる。		事後評価実施予定時期	平成33年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」(平成30年12月21日閣議決定)	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」(平成30年12月21日閣議決定)、「SDGsアクションプラン2019」(平成30年12月21日「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」決定)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 都道府県及び市区町村におけるSDGsの達成に向けた取組の割合	1%	29年度	30%	32年度	-	-	-	1%	5%	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)」(平成29年12月22日閣議決定)における「地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進」において、主な重要業績評価指標として、平成32年(2020年)までのKPIとして都道府県及び市区町村におけるSDGsの達成に向けた取組の割合:30%とされているため。
2 「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」の会員数	255団体	28年度	900団体	32年度	-	-	255団体	270団体		「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」(平成30年12月21日閣議決定)における「地方公共団体における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進」において、主な重要業績評価指標として、平成32年(2020年)までのKPIとして地方創生SDGs官民連携プラットフォーム会員数:900団体とされているため。

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 環境未来都市の推進に必要な経費 (平成23年度)		72	56	32	41	環境や超高齢化等の面で、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を創出し、国内外に普及展開するために必要となる計画の策定や普及啓発、選定された各環境未来都市で実施する取組に対する支援等を行う。
		62	49			
2 「環境未来都市」構想・自治体SDGsの推進に必要な経費 (平成30年度)		0	0	500	495	環境未来都市・環境モデル都市の取組支援と普及促進活動により「環境未来都市」構想を推進するとともに、地方公共団体におけるSDGs達成に向けて、先進的な取組、他の模範となる取組を支援して先導的なモデル事例を創出する。また、先進事例の取組手法や効果の分析や普及展開活動及び国外への情報発信を通じて、SDGsを地方公共団体の業務に広く浸透させ、地方創生の深化を図る。さらに、地域の社会的課題の解決に向けた民間企業の参画、SDGsを活用したビジネス連携の促進を図る。
		0	0			
計		72	56	532	536	
		62	49			

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-15(政策4-施策②))

施策名	都市再生安全確保計画の策定の促進	担当部局名	地方創生推進室
施策の概要	都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域において、官民からなる都市再生緊急整備協議会が都市再生安全確保計画を作成・改善することを促進し、都市の安全性の速やかな向上を図ることをもって円滑な都市再生を実現するもの。	政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	都市再生緊急整備地域において、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図る。	事後評価実施予定時期	平成36年8月 (複数年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第1条では、「都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための(中略)特別の措置」を通じて、「都市の防災に関する機能を確保」することとしている。具体的には、同法第19条の15において、「都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るため」に都市再生安全確保計画を作成することができることとされているため。	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	国土強靱化アクションプラン2018

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 都市再生安全確保計画のPDCAサイクルの実施数	11	30年度	21	35年度	2	2	3	4	1	・「国土強靱化アクションプラン2014」において、都市再生緊急整備地域では、早期に滞在者等の安全を図るための対策を講ずべきエリア数の目標を設けてきた。 ・30年度までの目標は達成見込みである一方、都市再生安全確保計画は地域を取り巻く状況の変化や施設整備の進捗状況を定期的に把握し、地域の災害時のリスクや防災上の資源の変化を検証すると共に、訓練等による検証結果を踏まえて、継続的に計画の改善を重ねることが重要であるため、これまでに策定済である21計画すべてに対し、5年以内のPDCAサイクルの実施を目標とするもの。

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	31年度	
1 都市再生安全確保計画の策定の促進に必要な経費 (平成24年度)	—	38	—	—	—	安全確保計画の策定に必要な地方公共団体等が実施する基礎的な調査に要する費用に対して補助(補助率1/2)を行う。
		10	—	—		
計		38	—	—	—	
		10	—	—		

20

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-16(政策4-施策③))

施策名	地方創生リーダーの人材育成・普及の推進		担当部局名	地方創生推進室
施策の概要	各地方公共団体における「地方版総合戦略」に基づく様々な事業の推進には、実際にこれを担う専門人材の育成・確保等が重要となる。そのため、地域企業が成長を実現するためのプロフェッショナル人材の採用支援や戦略に掲げるプロジェクトの事業化に取り組む地方創生リーダー人材を発掘・育成していくもの。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	地方への人材還流における民間マーケットの発展を目指し、地方の中堅・中小企業の生産性向上・経営改善等を通じて、地域全体の活性化を実現する。また、地方創生人材育成に関わる教育機関等によるプラットフォームの形成、eラーニングの構築等を通じて、各地域の地方創生施策を推進できる人材を確保・育成していく。		事後評価実施予定時期	平成32年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	まち・ひと・しごと創生総合戦略2018 改訂版	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」Ⅲ(1)-(エ)-③	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	プロフェッショナル人材 事業戦略拠点等の相談 件数	0件	26年度	5万件 (累計)	31年度	—	2,186	12,726	22,910	30,446 (11月末)	・プロ人材事業は平成31年度までに5万件の相談を目標としている。 ・直近では1か月1,000件程度の実績で推移しており、目標達成に向けて引き続き当事業の認知度の向上を図る。
2	地方創生カレッジの受講 者数	0人	26年度	1万人 (累計)	31年度	—	—	3,925	13,167人 (累計)	18,098 (12月末)	・地方創生カレッジ開講後2～3年間で受講者1万人を目標としている(まち・ひと・しごと創生総合戦略)。 ・開講から約1年でこの目標を達成したものの、引き続き、幅広い受講者層の拡大に努めることとする。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 プロフェッショナル人材 事業戦略拠点等を通じ た成約件数	—	26	1,032	2,879	4,670 (11月末)	プロ人材事業は、地域企業が「攻めの経営」に向けたプロフェッショナル人材を採用し発展することで地域の経済効果の波及を狙いとされているため。

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行 政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 31年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 プロフェッショナル人材 事業		0	0	0	4.2	潜在成長力のある地域企業に対して、新販路開拓等の「攻めの経営」への転身を促すとともに、それを実践できるプロフェッショナル人材の採用を支援するため、各道府県に、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、平成28年1月頃から本格的に活動を開始。
		0	0	0		
2 地方創生カレッジ事業		1,027	700	298	314	地方創生人材育成に関わる教育機関等によるネットワークの形成、ポータルサイトの構築、eラーニングやカリキュラムの開発等
		975	700			
計		1,027	700	298	318.2	
		975	700			

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-17(政策4-施策④))

施策名	地方創生推進に関する知的基盤の普及・促進		担当部局名	地方創生推進室
施策の概要	地方公共団体による地方版総合戦略の策定及び実行等について、国による情報面からの支援である地域経済分析システム(RESAS)の普及及び活用支援を行う。具体的には、①有識者の派遣、②RESAS活用支援を実施する政策調査員の配置、③地方自治体職員及び住民向けの説明会の開催等を実施する。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	地方創生の推進に向けたRESASの普及促進		事後評価実施予定時期	平成32年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	まち・ひと・しごと創生総合戦略	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	まち・ひと・しごと創生総合戦略、まち・ひと・しごと創生基本方針2018、日本再興戦略2016、未来投資戦略2018	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度		目標値	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠	
			基準年度	目標年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
①	RESASについての行政職員や住民等を対象とした説明会等の実施件数	—	—	—	200回	31年度	—	40回	198回	268回	—	まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地方創生に向けた情報支援としてRESASの普及促進に取り組むこととされているため。
2	政策アイデアコンテストの開催回数	—	28年度	—	1回	31年度	—	1回	1回	1回	1回	まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地方創生に向けた情報支援としてRESASの普及促進に取り組むこととされているため。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 政策アイデアコンテストの応募者数	—	907件	699件	975件	832件	RESASの利用状況を把握する際の参考となるため

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 地域経済分析システムによる地方版総合戦略支援経費(27年度)		115	146	137	137	地方公共団体による地方版総合戦略の策定及び実行等について、国による情報面からの支援である地域経済分析システム(RESAS)の普及及び活用支援を行う。具体的には、①有識者の派遣、②RESAS活用支援を実施する政策調査員の配置、③地方自治体職員及び住民向けの説明会の開催等を実施する。
		52	97	—		
計		115	146	137	137	
		52	97			

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-18(政策4-施策⑤))

施策名	国家戦略特区の推進		担当部局名	地方創生推進事務局
施策の概要	経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	国家戦略特別区域法の下、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進し、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与すること。		事後評価実施予定時期	平成32年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	国家戦略特別区域法 第1条 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 II [2]3. 国家戦略特区の推進 第195回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成29年11月17日) 第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成30年1月22日) 第197回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成30年10月24日)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 規制改革メニュー数の累計 (注)規制改革メニューには、国家戦略特区としての提案を構造改革特区のメニューとして措置したもの、全国措置されたものを含む。	28	26年度	110	31年度	28	58	79	89	91 (H31.1.17現在)	国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)により、2020年(平成32年)をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととしているところ。このため、政策評価においても平成32年度を目標年度とする。 集中取組期間中(平成26年度、平成27年度)に創設した規制改革メニュー数は、平成26年度で28項目、平成27年度で30項目に上る。平成31年度以降は、1年あたり、集中取組期間中の年平均(約30項目)と比べ、3分の1の約10項目(平成31年度～平成32年度)の創設を目指す。
② 全ての国家戦略特区で認定された区域計画における事業数の累計	50	26年度	330	31年度	50	135	233	283	309 (H31.1.17現在)	国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)により、2020年(平成32年)をにらんだ中期目標を設定して取組を進めていくこととしているところ。このため、政策評価においても平成32年度を目標年度とする。 集中取組期間中(平成26年度、平成27年度)に認定された区域計画の新規事業数は、平成26年度で50件、平成27年度で85件に上る。平成31年度以降は、1年あたり、集中取組期間中の年平均(約65項目)と比べ、3分の1の約20件(平成31年度、平成32年度)の新規事業数の増加を目指す。

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 世界銀行のビジネス環境ランキング	15位	19位	24位	26位	24位	未来投資戦略2018におけるKPIにおいて、「2020年までに、世界のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る」としており、国民経済の発展及び国民生活の向上の定量的指標となるため。

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
① 規制・制度改革等の実現 (平成25年度)		-	-	-	-	大胆な規制・制度改革等を実現することで、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成を図るもの。
② 税制上の支援措置 (平成26年度)		-	-	-	-	設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例、所得控除制度、エンジェル税制等の税制上の支援措置の活用を図るもの。
③ 国家戦略特区の推進に必要な経費 (平成26年度)		275	287	198	196	国家戦略特区の取組を推進するため、規制の特例措置を活用した事業の効果や事業推進上の課題、税制の適用による経済波及効果等について分析・評価するとともに、特区制度の活用促進に向けた特区プロモーションを推進するもの。また、国家戦略特区の推進に資する事業を行うベンチャー企業等が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で支給する、利子補給金(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)の活用を図るもの。
		43	92			
計		275	287	198	196	
		43	92			

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-19(政策4-施策⑥))

施策名	中心市街地活性化基本計画の認定		担当部局名	地方創生推進事務局
施策の概要	中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本計画について、認定及び策定支援を行う。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	中心市街地の活性化が地域の社会、経済及び文化の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。		事後評価実施予定時期	平成32年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	中心市街地の活性化に関する法律第1条 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日 閣議決定)	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 中心市街地・商店街の活性化 ○まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版(平成30年12月21日閣議決定) 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等 ○まち・ひと・しごと創生基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) 地方都市等における「稼げるまちづくり」の推進等	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値		目標値		施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
		基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	計画期間終了後に行う最終フォローアップ調査結果において、実績数値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標の割合	-	-	60%	31年度	44%	55%	70%	62%	(P)	計画期間終了後に市町村が行う最終フォローアップ調査において、実績値が基準値(計画策定時)よりも改善された目標指標(居住人口、歩行者通行量、事業所数、従業者数、年間小売販売額、空き店舗数等)の割合を、施策の有用性を測る指標として設定

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 新たに認定された基本計画の数(年度)	22	20	14	13	(P)	制度を活用した地方公共団体数を把握するため

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 31年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 中心市街地活性化の推進に必要な経費(平成19年度)		10 4	9 8	8 (P)	5	中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の認定のために、基本計画認定等に際しての現地調査、成果事例集等の作成等を行う。
計		10 4	9 8	8	5	

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-20(政策4-施策⑦))

施策名	構造改革特区計画の認定		担当部局名	地方創生推進事務局
施策の概要	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構造の実現を手助けし、地域特性の顕在化及び地域活性化の推進を図る。		事後評価実施予定時期	平成32年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	構造改革特別区域法第1条 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	構造改革特別区域法第1条 構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

定量的指標	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①	構造改革特区計画の認定件数	26件	24年度	計画中	31年度	23件	23件	23件	22件	14件(P)	・地域活性化を図る上では、地方公共団体が作成する構造改革特区計画に対する認定数は定量的な指標であるため測定指標とする。 ・目標値については、平成30年度の実績を踏まえ設定。 ・30年度については、H31.1現在の認定数。

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	31年度	
1	構造改革特別区域計画の認定等に必要経費(14年度)	13 3	12 2	11	10	地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて特定の事業を実施することにより、経済社会の構造計画を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法に基づき地方公共団体が作成する構造改革特別区域計画の認定を行う。 また特区において実施される規制の特例措置の評価に当たって、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について、独自の調査を行うものとされており、具体的なデータの収集、関係者からの意見聴取、現地調査等を行う。
計		13 3	12 2	11	10	

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-21(政策4-施策⑧))

施策名	地域再生の推進		担当部局名	地方創生推進事務局
施策の概要	地域再生法に基づき地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置等をもって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する。		事後評価実施予定時期	平成32年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)第1条 地域再生法基本方針(平成17年4月22日閣議決定)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) まち・ひと・しごと創生基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定) まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版(平成30年12月21日閣議決定)	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 地域再生計画の認定件数	100件	平成20年度	1,190件(P)	平成31年度	204件	119件	2,158件	1,649件	169件 (暫定値3月認定有り)	・地域再生計画の認定件数が増えることにより、全国各地で地域再生の取組が実施されることに加え、成功事例等の蓄積が、その他の地域における新たな地域再生の取組の推進に寄与することが期待されるため、地域再生計画の認定件数を測定指標とした。 ・平成31年度目標値については、30年度実績値等を勘案して設定することとする。
2 計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合	65%	平成20年度	70%(P)	平成31年度	58.6%	66.2%	64.4%	P(平成31.2~3月頃集計)	P(平成32.2~3月頃集計)	・認定地域再生計画に基づく事業の実施による効果を測定するため、計画に記載された目標の達成割合を測定指標とした。 ・平成31年度目標値については、26年度から28年度実績等を勘案して設定することとする。

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円) 31年度	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 地域再生計画の認定等に 必要な経費 (平成17年度)		1,226	35	50	48	・施策を活用して事業を実施している地方公共団体へのアンケート調査。 ・各地域での説明会の開催及び各地域の取組の現地視察。 ・地方創生推進事務局WEBページにおいて、地方創生に資する施策や活用事例等の情報提供を実施。
		1,110	24			
2 地域再生の推進のための 利子補給金の支給に 必要な経費 (平成20年度)		279	267	239	252	認定された地域再生に資する事業を行う実施者が、金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、予算の範囲内で、利子補給金を支給するものである。(融資後5年間、利子補給率0.7%以内。)
		236	233			
3 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)普及 広報事業 (平成29年度)		-	8	47	84	・平成31年度からの運用改善を踏まえたリーフレット・ポスターの作成。 ・新聞やビジネス雑誌等への本制度の活用事例の掲載。 ・他の模範となる取組を行った地方公共団体の首長や職員、民間企業に対する地方創生担当大臣表彰の実施。
			3			
計		1,505	310	336	384	
		1,346	260			

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-22(政策4-施策⑨))

施策名	総合特区の推進		担当部局名	地方創生推進事務局
施策の概要	総合特別区域において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。		事後評価実施予定時期	平成32年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	総合特別区域法第1条 総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定) 総合特区制度の導入により実現すべき目標は、国際戦略総合特区においては産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区においては地域の活性化である。	

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 総合特区事後評価(単年度)の結果における全特区の平均値	-	-	国際3.8点 地域3.8点	31年度	-	国際4.1点 地域3.8点	国際4.2点 地域3.7点	国際4.1点 地域3.7点	平成31年 12月頃予定	測定指標については、「総合特別区域事後評価の手引き」に基づき、各総合特区の点数評価を行い、全総合特区の平均点数を測定指標としている。 【総合特区評価指標例(各特区毎に異なる)】 ・食品輸出額の増加、航空宇宙産業生産額の増加、林業林産業生産額の増加、エネルギー自給率の増加、新規就農者数の増加、定住交流人口の増加 【算定方法】 ①各指標の目標達成に向けた取組の進捗に関する評価点数((数値目標に対する達成度の定量的評価+有識者による取組に対する点数評価)÷2) ②支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価点数(有識者による取組に対する点数評価) ③取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する点数評価(有識者による取組に対する点数評価) ・各総合特区の評価点数=(①+②+③×2)/4

参考指標	年度ごとの実績値					参考指標の選定理由
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 総合特区事後評価対象区域数	国際:7特区 地域:41特区	国際:7特区 地域:41特区	国際:7特区 地域:36特区	国際:7特区 地域:32特区	国際:7特区 地域:31特区	測定指標で平均値を求める際に使用する指標であるため

施策に関連する事業 (開始年度)	平成31年度行政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度		
1 総合特区計画に基づく支援措置等に必要経費(平成23年度)		691	671	598	593	総合特区に指定された地域からの提案等に基づき、国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。 総合特区の推進に資する事業を行う事業者が金融機関から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定した上で、利子補給金を支給(融資後5年間、利子補給率0.7%以内)し、国際競争力の向上又は地域力の向上を図る。
		569	605	-		
2 総合特区の推進調整に必要な経費(平成23年度)		2,500	1,500	400	200	総合特区制度における財政支援措置の一つとして、総合特区に関する計画の実現を支援するため、各府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する。認定総合特区計画に記載された事業に対する財政支援等を実施することで、当該総合特区における目標達成を支援する。
		0	500	-		
3 税制上の支援措置(平成23年度)		-	-	-	-	総合特区制度における税制支援措置として、国際戦略総合特区の事業に対する特別償却又は投資税額控除(法人税の特例)、地域活性化総合特区の事業に対する出資に係る所得控除(所得税の特例)の活用を図ることで、目標達成を目指す。
		-	-	-		
計		3,191	2,171	998	793	
		569	1,105			

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府31-23(政策4-施策⑩))

施策名	地方版総合戦略に基づく取組の推進		担当部局名	地方創生推進事務局
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生推進交付金 地方創生推進交付金制度要綱及び地方創生推進交付金交付要綱に基づき、交付金を交付する。</li> <li>交付金効果検証分析事業 地方創生推進交付金等で地方公共団体が、自らの行う事業について実効的なPDCAサイクルを実施しているかを検証する。</li> <li>地方大学・地域産業創生交付金 首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を重点的に支援する。</li> </ul>		政策体系上の位置付け	地方創生の推進
施策の目標 (最終アウトカム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方創生推進交付金 具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な取組を安定的かつ継続的に支援する。</li> <li>交付金効果検証分析事業 地方創生推進交付金等の採択事業について外部有識者による効果検証と課題分析を行い、各地方公共団体が取組を効果的に検証・改善できる体制・環境を整備する。</li> <li>地方大学・地域産業創生交付金 日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進め、地域における若者の修学及び就業を促進する。</li> </ul>		事後評価実施予定時期	平成32年8月 (単年度評価)
「施策の目標」の設定の 考え方・根拠	地域再生法第5条4項1号及び第13条 経済財政再生計画・改革工程表 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の 修学及び就業の促進に関する法律第11条	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	まち・ひと・しごと創生基本方針2018 まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版) 経済・財政再生計画 改革工程表(2018年改訂版) 第196・197回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説	

28

※ 数字に○を付した指標は主要な指標

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	施策の進捗状況(実績値)					測定指標の選定理由及び目標値・目標年度の設定の根拠
						26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
定量的指標	1 地方創生推進交付金対象事業について、事業の実施主体がKPIを設定した割合(%)	100	28年度	100	31年度	/	/	100	100	-	地方公共団体のKPI設定とそれに基づくPDCAサイクルの整備を前提とした地域再生法に基づく法律補助の交付金であるため。
	② 地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体が設定したKPIの達成割合(%)	77	27年度	77	31年度	/	/	84	集計中	-	本交付金事業におけるKPIは、地方版総合戦略等に掲げられた地域の目指す目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標であるため。
	3 地方大学・地域産業創生交付金の対象となる認定計画に関連する産業の生産額等が増加した認定計画の割合(%)	-	29年度	70	31年度	/	/	/	/	-	地域における若者の修学及び就業を促進する上で、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などに関する本指標を定量的な測定指標として定めることが適当であるため。
	4 地方大学・地域産業創生交付金の対象となる認定計画に関連する産業の雇用者数が増加した認定計画の割合(%)	-	29年度	70	31年度	/	/	/	/	-	地域における若者の修学及び就業を促進する上で、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などに関する本指標を定量的な測定指標として定めることが適当であるため。

定量的指標	5	地方大学・地域産業創 生交付金の対象となる 認定計画における専門 人材育成プログラム受 講生が地元就職・起業し た認定計画の割合(%)	-	29年度	70	31年度					-	地域における若者の修学及び就業を促進する上で、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などに関係する本指標を定量的な測定指標として定めることが適当であるため。
	⑥	地方大学・地域産業創 生交付金に関し、目標と する大学組織改革に向 けた年度毎の取組目標 を達成した認定計画の 割合(%)	-	-	100	31年度					-	日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進める上で、計画において大学組織改革を実施することを要件としているため。

施策に関する事業 (開始年度)	平成31年度行 政事業レビュー 事業番号	予算額・執行額(単位:百万円) (上段:予算額、下段:執行額)			当初予算額 (単位:百万円)	事業の概要
		28年度	29年度	30年度	31年度	
1 地方創生推進交付金 (平成28年度)		52,346	97,518	153,272	100,060	地方創生推進交付金により、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な取組を安定的かつ継続的に支援する。
		48,929	86,020			
2 交付金効果検証分析事 業 (平成30年度)		-	-	108	106	地方創生推進交付金等の採択事業について外部有識者による効果検証と課題分析を行い、各地方公共団体が取組を効果的に検証・改善できる体制・環境を整備する。
		-	-			
3 地方大学・地域産業創 生交付金 (平成30年度)		-	-	2,100	2,361	首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を重点的に支援する。
		-	-			
計		52,346	97,518	155,480	102,527	
		48,929	86,020			